

平成29年2月23日

第79回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市後期高齢者医療システムへの
情報項目の追加について

(保健福祉局)

神行主課第 2206 号

平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局主税部課税企画課

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【所得・課税情報】

上場株式配当所得額
繰越特定中小会社株式損失額
特例適用利子等所得額
特例適用配当等所得額

【所得控除額項目】

基礎控除
配偶者控除
配偶者特別控除
扶養控除
障害者控除
寡婦控除
寡夫控除
勤労学生控除
雑損控除
医療費控除
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
地震保険料控除

神保高国第 3724 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【所得・課税情報】

上場株式配当所得額
繰越特定中小会社株式損失額
特例適用利子等所得額
特例適用配当等所得額

【所得控除額項目】

基礎控除
配偶者控除
配偶者特別控除
扶養控除
障害者控除
寡婦控除
寡夫控除
勤労学生控除
雑損控除
医療費控除
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
地震保険料控除

神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について

1. 趣旨・概要

- ① 地方税法及び所得税法の一部を改正する法律が施行されるのに伴い、後期高齢者医療制度における保険料算出に必要な税情報項目の追加が必要となる。

具体的には、平成 29 年中に上場株式配当所得額、繰越特定中小会社株式損失額を追加、平成 30 年中に特例適用利子等所得額、特例適用配当等所得額を追加する必要がある。

- ② 後期高齢者医療制度における医療費の負担割合判定(1割負担又は3割負担)は、住民税課税所得額を基に判定(課税所得145万円以上は3割負担)を行なっているが、負担割合決定後、各区窓口にて、市民から負担割合決定の根拠について、問い合わせを受けることが良くある。

現在、神戸市後期高齢者医療システム(以下後期システムという)では、所得金額の各項目及び住民税課税所得額の合計額は保持しているが、住民税課税所得額の合計額を算出する根拠となる所得控除額項目(配偶者控除、医療費控除等)を保持していないため、被保険者より負担割合決定の根拠について問い合わせがあった場合、一度、市税事務所を案内し、個々の住民税課税所得額について、確認してもらった上で、再度、保険年金医療課の窓口にお越しいただき、後期高齢者医療の住民税課税所得額算出の合算ルールに基づき、負担割合の決定について説明する必要がある。後期高齢者医療の被保険者は基本的に高齢者であり、何度も窓口にお並びいただきお待ち頂くことは、負担が大きいため、後期システムにて所得控除額項目を確認できるように改修を行う。

2. 効果

- ① 後期高齢者医療制度における保険料算出に必要な情報であり、システムで連携することにより、事務の効率化が図れる。
- ② 被保険者からの負担割合決定根拠の問い合わせに対し、後期システム上での確認が可能となり、不要な待ち時間や市税事務所へ行く負担が削減され、市民サービスの向上につながる。

4. 実施計画

①について

平成 29 年 3 月	後期システム改修・テスト
平成 29 年 5 月	連携開始
平成 29 年 5 月	後期高齢者医療制度関係事務での利用開始

②について

平成 29 年 8 月	後期システム改修・テスト
平成 30 年 5 月	連携開始
平成 30 年 5 月	後期高齢者医療制度関係事務での利用開始

5. 対象者数

後期高齢者医療被保険者数（平成 27 年度末）

約 19 万人

6. 個人情報（特定個人情報を含む）の保護

後期システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

また、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（全項目評価）への記載内容通りの運用が行われているかの確認と必要な改善を行っていく。

(1) システム上の保護

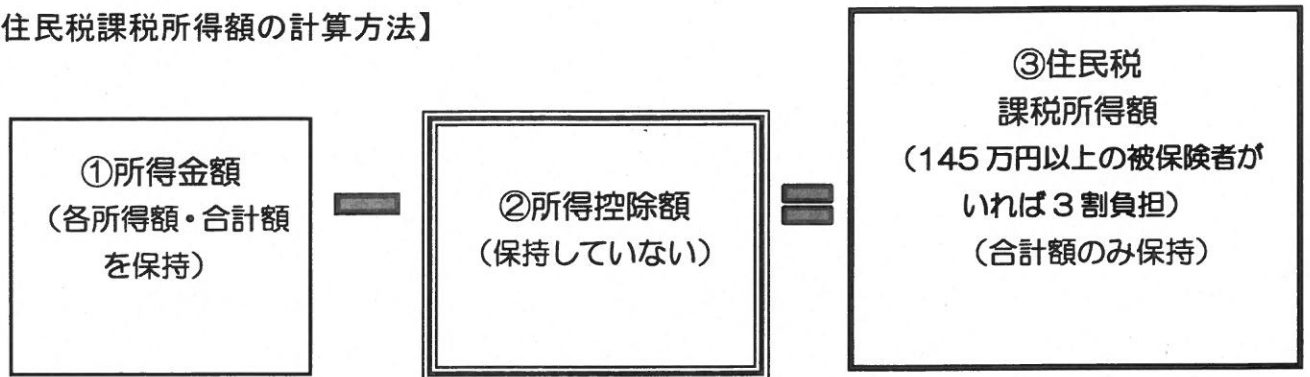
- ① 端末機の操作にあたっては、職員証等 ID カード・パスワードによる二要素認証をおこない、端末機の操作を関係職員に限定する。加えて、端末に関するログを取得している。
- ② 個人情報（特定個人情報含む）に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用 ID カードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバにて一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けられることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 端末の操作状況を記録する。また、パスワードは定期的に変更する。
- ③ 不要になったデータ記録媒体はデータを速やかに消去し、記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理の焼却処分などの方法で確実に速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報（特定個人情報を含む）の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(参考)

【住民税課税所得額の計算方法】



【神戸市後期高齢者医療システム 概要図】

